

第14回いわき市契約適正化委員会 議事録署名

- 1 開会年月日
令和8年2月10日（火）
- 2 開会場所
Web会議方式
- 3 出席委員の氏名
猪狩堅一委員（委員長）、大堀和哉委員、齊藤充弘委員、中田隆行委員、
吉田英樹委員
- 4 概要及び発言内容
別添のとおり

上記内容について、相違ないことを確認したことから、議事録に署名します。

議事録署名委員

大堀和哉

いわき市契約適正化委員長

猪狩堅一

第14回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

- (1) 日時：令和8年2月10日(火) 13時30分～14時30分
- (2) 場所：Web会議方式
- (3) 出席者：
 - ① 委員
猪狩堅一委員(委員長)、大堀和哉委員、齊藤充弘委員、中田隆行委員、吉田英樹委員
 - ② 市側
財政部次長、契約課
生活環境部長、下水道事業課
農林水産部長、農林土木課
土木部長、維持保全課、建設事業課、住宅営繕課
常磐支所長、経済土木課
水道局長、総務課、工務課、浄水課、南部工事事務所
医療センター事務局長、施設管理課
- (4) 次第
 - ① 開会
 - ② 議事
 - (1) 入札・契約の状況について
 - ③ 報告事項
 - (1) 指名停止の状況について
 - ④ その他
 - (1) 次回の日程等について
 - (2) その他
 - ⑤ 閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

ただいまから、「第14回いわき市契約適正化委員会」を開催します。

本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは次第に従い議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、「委員長が会議の議長となる」こととしていますので、猪狩委員長にお願いいたします。

【議長(猪狩委員)】

これから議事に入ります。よろしくお願ひします。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した大堀委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員賛同)

ご異議ないものと認め、大堀委員よろしく申し上げます。

また、議事概要の公表については、いわき市契約適正化委員会に関する事務取扱要領第4条第1項の規定により、署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページにて公表することとなります。

2-(1)入札・契約の状況について

【議長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

資料1により説明

（対象案件：市 263 件、水道局 63 件、医療センター36 件の合計 362 件）

【議長】

次に、抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、大堀委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、大堀委員から意見等がありましたらお願いします。

【大堀委員】

私の方では、契約一覧表を参照させていただきまして、入札参加業者数が少ない事案や、落札率等の数字において、他と比べて著しく変動がある部分について着目して抽出させていただきました。

以上であります。

【議長】

ありがとうございます。では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

まずは生活環境部から説明をお願いいたします。

【下水道事業課主幹兼課長補佐】

私からは、抽出事案のうち、当課が所管する工事等一般 14「公共下水道芳川ポンプ場改築工事（流入ゲート）」につきまして説明させていただきます。

当ポンプ場は、雨水をポンプで強制排水する機能を有する雨水排水施設でございます。

本工事は供用開始後 49 年が経過し、ポンプ場に雨水を流入させるための流入ゲートを更新するものです。

入札方法につきましては、機器製作、施工で下水道独自の仕様が求められていることから、施工品質確保のため、過去 15 年間において元請け、または共同企業体の代表として、国や地方自治体などの公共機関から受注した下水道プラント機械設備工事の施工実績を参加要件とした事後審査方式一般競争入札で行ったものです。

ご指摘の、一般競争入札にもかかわらず、参加業者数が 1 者であるため、その経緯及び原因についてご説明いたします。

まず、経緯につきましては、参加要件に合致する業者は市内 16 者おりますが、各者へ参加理由などの聞き取り調査は行っておりませんのでわかりかねますが、適正な事務手続きにより入札を行い、結果的に 1 者になったものと考えております。

次に、入札参加者が少ない原因につきましては、本工事は施工実績の要件に加え、雨水排水機能を維持しながら複雑な施工となることが、入札参加業者が少ない原因と考えられます。

当課の説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの生活環境部の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

生活環境部は、退室をお願いします。

【議長】

続きましてNo.2からNo.5について、土木部から説明をお願いいたします。

【住宅営繕課参事兼課長】

それでは説明させていただきます。

まず、当課に関わるNo.2についてご説明させていただきます。

No.2の工事等一般13「(仮称)いわき市立本町保育所園舎新築設計委託」、こちらにつきましては、老朽化した本町保育所園舎を移転新築するための建築設計業務となっております。

他の入札と比較し、落札率が低い原因につきましては、建築設計業務が最低制限価格の設定方法におきまして、予定価格の60%から80%の範囲で設定されておりますことから、その競争入札の結果によるものということで捉えております。

当課からの説明は以上となります。

【維持保全課参事兼課長】

No.3のうち、工事等一般34「彦惣白坂・天王崎線(湯本駅歩道橋)橋梁長寿命化工事(第二工区)」についてご説明させていただきます。

本工事は、老朽化した歩道橋を修繕し、長寿命化を図るための工事を発注したものであり、入札方法につきましては、総合評価方式一般競争入札により執り行っております。

まず、工事成績をどのように判断したかにつきましては、過去5年間のいわき市発注の同工種工事における工事成績評定点の平均点を基に4点と評価したものでございます。

なお、同工種工事とは、工種が土木一式工事で、請負代金額が1億円以上の実績に限る工事となっております。

次に、参加業者数が2者と少ないことにつきましては、推測での回答となりますが、本工事の箇所は、JR常磐線と二級河川湯本川、そして主要地方道いわき上三坂小野線を跨ぐ歩道橋であり、JR湯本駅前とのアクセス道路として、通勤通学や買い物など、子供からお年寄りまで、日々多くの方々に利用されている路線となっております。

社会的影響が大きいことから、通行止めは行わずに人を通しながらの施工となるため、施工期間中の安全管理が特に求められたことが要因であったのではないかと考えられます。

当課からの説明は以上です。

【住宅営繕課参事兼課長】

No.3のうち、工事等一般35について説明させていただきます。

工事等一般35につきましては、「内郷消防署旧庁舎等解体工事」となっております。こちらは内郷消防署の移転新築に伴い、用途廃止した旧内郷消防署庁舎の解体工事となっております。

総合評価方式の評価項目における工事成績につきましては、本工事もNo.34と同様に、過去5年間のいわき市発注の同工種工事における工事成績評定点の平均点により評価をしております。

本工事における同工種工事の定義といたしましては、請負代金が3,000万円以上の建築一式工事、または解体工事としており、今回(株)渡辺組の同工種工事における、過去5年間の平均点

におきまして、65点以上70点未満であったことから、評価点が1.0となったものでございます。
当課からの説明は以上でございます。

【建設事業課長】

当課担当のNo.4、No.5につきまして説明をさせていただきます。

はじめにNo.4「都市計画道路 搔槌小路幕ノ内線（柳町工区）道路改良工事（第1工区）」につきましては、いわき駅周辺の安全で円滑な交通の確保と、良好な市街地の形成並びに災害に強いまちづくりのため、道路の拡幅と歩道の整備、電線共同溝による無電柱化を行ったものであり、入札方法につきましては、総合評価方式一般競争入札で行いました。

その結果、参加業者数が2者となった件につきましてお答えいたします。なお、事業者への聞き取り等は実施していないため参加業者数が2者となった理由については推測となります。

本工事箇所は、いわき駅北口に隣接し、駅の利用者や通勤通学者など、多くの方々に利用されている路線であることから、施工期間中の安全管理が特に求められております。

さらに、特に通学のための歩行者が多い中での工事は、車両と歩行者の分離が大きな課題となり、他の工事と比べて安全確保がより難しい状況となります。これらの条件に加え、事業者側の個別の事情によることも要因として考えられます。

次に、No.5「十五町目・若葉台線（菱川町工区）歩道整備工事」につきましては、歩道と車道の段差により利用者に支障をきたしている路線について、安全で安心な歩行空間の形成を図るため、歩道や車道の舗装工事と排水工事を行ったものであり、入札方法につきましては、No.4と同様、総合評価方式一般競争入札で行いました。

その結果、参加業者数が1者となった件につきましてお答えいたします。なお、事業者への聞き取り等は実施していないため、こちらも参加業者数が1者になった理由については推測となります。

本工事箇所はいわき駅南口へのアクセス道路であり、交通量も多く、工事による交通規制において難度の高い安全管理が求められます。

また、沿線に事業者が多く、業務への影響を最小限に抑えるための細やかな配慮が必要となるなど、施工条件が厳しいことも要因と考えられます。

これらに加え、事業者側の個別の事情によることも考えられます。

当課からの説明につきましては以上です。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いかがでしょうか。

（委員賛同）

【司会】

土木部は、退室をお願いします。

【議長】

続きましてNo.6について、農林水産部から説明をお願いいたします。

【農林土木課参事兼課長】

私からは、抽出事案のうち、No.6、工事等一般122についてご説明させていただきます。

工事名は「大越藤間第二排水機場 除塵機改修工事」で、工事内容は、老朽化した除塵機を改修するものでございます。

入札方法につきましては、農林水産部会の審議を経て決定しておりますが、設計金額と工事内容を踏まえ、入札参加の要件を機械器具設置工事に登録している市内業者、単体として一般競争入札を行ったものでございます。

ご指摘の一般競争入札にもかかわらず、参加業者数が1者と少ないため、その理由についてでございますが、本工事につきましては、入札に参加しなかった事業者への聞き取りは行ってないため、詳細は不明でございますが、適正な事務手続きにより入札を行い、その結果、1者になったものと認識してございます。

また、設備の改修工事は、新設工事と異なりまして、既存施設との整合を図る必要があることや、狭隘な現場状況であることなどから、技術力や経験を要する工事であることも、競争が少なかった要因ではないかと考えてございます。

当課からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの農林水産部の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

農林水産部は、退室をお願いします。

【議長】

続きましてNo.7について、常磐支所から説明をお願いいたします。

【経済土木課長】

私からは、当課の事案であります、No.139「いわき湯本温泉第1配湯所外配湯設備改修工事」につきまして説明をさせていただきます。

当該配湯所は、いわき湯本温泉街で温泉旅館を営む店舗や地域の住民、日本中央競馬会の競走場トレーニング施設などに温泉を配湯する施設の一つでございます。

しかし、温泉配湯事業に係る温泉施設につきましては、老朽化が著しく進んでおりまして、今後、温泉の利用者へ安定的に温泉を供給するためには、当該配湯所を含めた6配湯所及び約12.6キロメートルの配湯管など、施設全体の更新が事業継続に不可欠となっております。

ご指摘の、「一般競争入札にもかかわらず、参加業者数が1者と少ないため、その理由」でございますが、当該工事の発注は、いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱に基づき一般競争入札を行ったものでございます。

参加要件といたしましては、温泉供給事業における独自の機器製作が求められることから、工種といたしましては、機械器具設置工事業者とし、対象者数は市内44者でございます。適正な事務手続きにより入札を行っておりますが、結果、応札者は1者となったものでございます。

冒頭でもご説明いたしましたが、当該工事は、湯本温泉街の旅館や一般市民等へ供給される温泉の配湯設備改修工事であり、温泉の性質や知識、設備全体の把握、また、熟練された技術力といったものが必然的に求められることから、過去の工事実績や技術者の経験などが影響しているものと推察しております。

説明は以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの常磐支所の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

常磐支所は、退室をお願いします。

【議長】

続きましてNo.8からNo.9について、財政部から説明をお願いいたします。

【契約課長】

私からは、抽出事案のうち当部が所管します、No.8、No.9について説明をさせていただきます。

始めにNo.8「連続揚物機(小名浜学校給食共同調理場)」につきましても、教育委員会事務局学校教育推進室学校支援課におきまして、小名浜学校給食共同調理場の老朽化した調理機器を更新したものでございます。

入札方法につきましては、予定価格が1,000万円以上となることから、「いわき市物品購入等に係る制限付一般競争入札実施要綱」に基づきまして、一般競争入札としたものであります。

入札への参加要件を、「施設用厨房機器」の品目に登録していること、及びいわき市内に本店を有する者であることとして実施したところ、7者の応札があったものです。

委員から抽出された理由として、落札率が非公表%と著しく低いが、その理由をご教示いただきたいとあります。

予定価格を決定する際には機器の仕様を示した上で、同様物件の応札実績がある事業者2者から参考見積書を徴取して、その見積額を基に設定しております。

落札率が低い理由についてでございますが、発注担当者に確認しましたところ、この機器につきましては、耐用年数からも今後長期間にわたる使用が見込まれ、納品した製品の修理が必要となった場合には、同一メーカー製の部品交換などのメンテナンス業務の受注の可能性も想定されるという企業判断により、今回の本体価格の値下げを行った、企業努力による競争の結果と推測されるところでございます。

なお、落札者以外の応札者につきましても、予定価格に対する入札金額の割合が、2番札が非公表%、3番札が非公表%となるなど、各事業者の高い競争力がうかがえる案件だったものと認識しております。

続いてNo.9「保育所給食用消耗品」でございますが、これは、こどもみらい部保育・幼稚園課におきまして、市内の各保育所において給食調理時に使用する使い捨てマスク、手袋、ペーパータオル、消毒用アルコールなどの各種消耗品を購入したものでございます。

委員から抽出された理由として、落札率が非公表%と低いがその理由をご教示いただきたいとあります。

予定価格を決定する際には、数量やその他の条件をお示しした上で、同様物件の応札実績がある事業者2者から参考見積もりを徴取して、その額をもとに設定しているところでございますが、今回の落札業者は、参考見積書を徴取したうちの1者でございました。

落札業者の入札金額は、当初徴取した見積額と比較しても低い金額となっておりますが、その落札率が低い理由につきましても、本案件の落札業者に聞き取りしましたところ、本案件は毎年入札が行われておりますが、近年他社との入札金額が拮抗していることから、参考見積書提出後においても、市から示された仕様書の条件に合致する範囲において、できる限り納入価格を抑えられる製品を検討・選定した結果、入札金額を低くすることが可能となった、そして落札に至ったとのことでした。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

【議長】

続きましてNo.10 からNo.14 について、水道局から説明をお願いいたします。

【工務課参事兼課長】

No.10「河川関連平下片寄水道管（第 111-109 号外）移設補償工事」、No.11「平上片寄配水管（第 93-14 号外）改良工事」についてご説明いたします。

どちらの案件につきましても抽出理由が同じであるので、一緒にご説明申し上げます。

こちらの2件につきましては参加要件に基づき、総合評価方式による一般競争入札を執行しました。

当初2件とも2者からの参加申請がありましたが、開札前1者が辞退したものです。

要因としては、参加申請後に、市や県などの受注があったなど、技術者の確保や工事期間の調整が困難になるなど、事業者側、個別の事情によることが考えられます。

次に、契約金額が調査基準価格に近接している件についてですが、公共工事の設計額の算出根拠となる積算基準や、積算単価などは、いわき市ホームページ等で公表されています。

また、調査基準価格の算出方法につきましては、公表している最低制限価格の算出方法と同様としており、さらに総合評価方式の入札においては、今年度から導入した変動型最低制限価格制度（ランダム係数）を使用していないことから、事業者が使用している積算システムの精度も高く、調査基準価格と同等の金額を算出することが可能であると考えます。

No.10 の落札率は 90.52%、No.11 の落札率は 90.07%となっており、令和7年4月から11月の市全体の平均落札率は 92.2%、水道局で 90.9%となっているので、大きく乖離しているものではないと考えます。

当課からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

【浄水課長】

No.12「上野原浄水場直流電源装置修繕工事」、その他No.13、14 につきましては、南部工事事務所の案件でございますが、同一の理由となっておりますので、No.12 から 14 についてまとめて説明させていただきます。

随意契約にもかかわらず、落札率が低い結果となったことについてですが、改めて業者への聞き取り等はしておりませんが、いずれの工事も、本工事設計書と随意契約締結後に請負業者から提出される工事費内訳明細書などを比較しますと、直接工事費は概ね同額となっておりますが、共通仮設費、現場管理費など、諸経費において差額が生じております。

従って、諸経費の算定方法の違いが、落札率低下の原因になっていると考えられます。諸経費算定については、ホームページ等で公開している各種基準に基づき、適正に算定しており、このことは、指名業者が、積算するために提供される金抜き設計書にも明記されております。

よって、本工事の直接工事費と概ね同額の工事費に、国の積算基準に基づく所定の諸経費率を乗じれば、本工事予定価格と概ね一致した入札金額を算定することは可能であると考えられますが、請負業者が当該基準に基づいた諸経費の算定を行わなかった理由につきましても、聞き取り調査を実施していないため、不明であります。

当課からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。

【大堀委員】

先ほどご説明いただいた際に、ランダム係数を用いてないということを伺いましたが、ランダム係数を使ってなかった理由などご教示いただけますか。

【工務課参事兼課長】

ランダム係数は、一般競争入札では用いますが、総合評価方式では金額だけではなく、総合的な点数で行うため、用いていない状況となっております。

【大堀委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

(委員賛同)

【議長】

続きましてNo.15 について、医療センターから説明をお願いいたします。

【施設管理課参事兼課長】

医療センターへのご質問につきましては、抽出事案のNo.15 でございますが、物品への契約に当たりまして、7 件ほどの医療機器についてのご質問を頂いております。

脳波計、超音波画像診断装置をはじめ、7 件の医療機器についてのご質問でございますが、総括してご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この7 件につきまして、参加事業者が少ない理由についての質問でございますが、これにつきましては、各機器とも指名業者選定に当たり、令和7 年度の入札参加有資格者名簿の物品の中の理化学機器及び医療用機器に登録されている市内業者、準市内業者、及び県内に事業所等のある市外業者につきまして、それぞれ当該機器の取扱い調査を実施し、取扱い可であると回答した業者が2 者となったことから、その全2 者を指名したものです。

また、同じ業者が落札できた理由につきましては、取扱い可とあったその業者につきまして、それぞれ郵便入札により実施しておりますが、適正な応札による入札の結果であると受けとめているところでございます。

当課からの説明は以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの医療センターの説明について、いかがでしょうか。

【中田委員】

有資格業者の登録があった業者に調査を行ったということですが、登録業者は何者ほどいるのでしょうか。

【施設管理課参事兼課長】

先ほど申し上げました市内、準市内業者、県内に事業所のある市外業者につきましては 31 者

でございます。

【中田委員】

31者に対してすべてに対して調査を行ったということによろしいでしょうか。

【施設管理課参事兼課長】

この調査につきましては、全者にその内容をご回答いただいています。

【中田委員】

はい、承知しました。

あともう1点なんですけれども、契約課発注や水道局発注の物品購入については、事後に入札契約の公表を行っておりますけれども、病院事業については、要綱が定められていないように思いますが、その理由というのは何でしょうか。

【施設管理課参事兼課長】

基本的に病院で取り扱っているものが非常に特殊なものということもございまして、広く公表していくという形までを想定はしていなかったのではないかと思います。

【中田委員】

契約課のご意見を伺えればと思います。

【契約課長】

我々として確定的なことは申し上げることは非常に厳しい、と言いますのは、病院や水道局がそれぞれ地方公営企業という形に基づいて実施しておりますので、それぞれ独立性が非常に担保されてる部分もありますので、何かしらそれなりの理由があるのだろうと感じます。こうではないかと、いうのは推測になってしまいますので、今の時点ですぐ申し上げられる部分については、この程度になってしまうのかなと考えています。

【中田委員】

公営企業の扱いで独立してるというのはわかりませんが、一般会計から繰り入れというのはかなりの額あると思うんですよね。その意味でも、契約の透明性は図る必要があるのかなと。私の個人的な意見ですが、ちょっと申し上げたいと思います。

以上です。

【議長】

他にございますか。

では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された15件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。

では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

3-1)指名停止の状況について

【議長】

続きまして、報告事項に入ります。
「指名停止の状況について」です。事務局から報告をお願いします。

【事務局（契約課長）】
（資料4により説明）
（計7件）

【議長】
ただいまの報告内容について、何かございますか。

（意見等なし）

では、「指名停止の状況について」は以上となります。

4-(1)次回の日程等

【議長】
続きまして、「その他」に入ります。
「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】
第15回の開催につきましては、6月の予定となります。日程等の詳細につきましては、事務局で調整の上、改めて御連絡いたしますので、よろしくをお願いします。

また、事案を抽出していただく委員につきましては、輪番制とさせていただいておりますので、次は齊藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【齊藤委員】
わかりました。

【事務局（契約課長）】
ありがとうございます。

【議長】
では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

4-(2)その他

【議長】
続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】
「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する意見等を自由に発言していただきたいと考えています。

皆様からいただいたご意見につきましては、市のホームページへの掲載に加え、庁内で共有し、今後の契約業務の参考とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

(意見等なし)

以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

5 閉会

【司会】

以上をもちまして、第14回いわき市契約適正化委員会を閉会いたします。

皆様、誠にありがとうございました。